建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 都市整備部八尾土木事務所 |  　大阪府営枚岡公園において、芝生や遊具を整備のための詳細設計及び工事を発注し、平成27年６月12日に供用を開始しているが、建設仮勘定の精算が行われておらず、工作物への振替がなされていなかった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約名称 | 契約金額 | 精算すべき金額 | 契約期間 |
| 枚岡公園プール跡地実施設計委託　※ | 7,695,450円 | 5,478,635円 | 平成25年８月30日から平成26年３月14日まで |
| 枚岡公園プール跡地基盤整備工事 | 27,926,640円 | 27,926,640円 | 平成26年９月24日から平成27年３月13日まで |
| 枚岡公園プール跡地広場整備工事 | 81,468,720円 | 81,468,720円 | 平成26年12月12日から平成27年５月29日まで |

※　契約金額と建設仮勘定から精算すべき金額が異なるのは、複数工事を対象とした設計業務となっているため。 | 速やかに是正措置を講じるとともに、毎事業年度末に、工事の完成引き渡し及び供用の有無を確認し、精算を行って建設仮勘定から固定資産への振替の事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産台帳等処理要領】（抜粋）第４条　２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。（1）略（2）建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。　　（以下略）【大阪府建設仮勘定取扱要領】（抜粋）第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。 |

 | 　監査において検出された不備事項について、建設仮勘定の精算及び公有財産台帳システムに登録を行った。　今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領及び大阪府建設仮勘定取扱要領に基づき、適正な事務処理に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：－年－月－日、事務局：平成27年11月24日）